

【定期積金規定】

1. (掛金の払込み)

この積金は、証書または通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書または通帳を持参してください。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。あるいは、証書または通帳記載の年利回(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

4. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金(利息相当額)は証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび預金取引共通規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。

a 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間がいずれも12か月未満のもの。

解約日における普通預金利率

b 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間がいずれも12か月以上のもの。

約定年利回×60%(小数点以下第3位以下切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は当該普通預金利率とします。)

④この計算の単位は1円とします。

5. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは先払割引金を証書または通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

7. (解約)

この積金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。

8. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上